

周産期専門医資格認定試験 告示

一般社団法人 日本周産期・新生児医学会 『周産期専門医制度規定』中の「周産期専門医資格認定試験実施規定」に示す専門医認定のための資格認定試験を下記のように実施する。

2019年3月15日
一般社団法人日本周産期・新生児医学会
理事長 金山尚裕
専門医制度委員会 委員長 高橋尚人
副委員長 左合治彦
田口智章

2019年度 周産期専門医資格認定試験

—実施要領—

I. 受験資格

周産期専門医資格認定試験を受験できる資格には、①専攻医、②暫定指導医(②-1:要件充足 ②-2:要件未充足)、③両方経験の3種類がある。

補足

②暫定指導医

②-1 暫定指導医としての期間が3年以上で、「6か月以上指導した専攻医が2名以上あり、そのうちの1名以上が、周産期専門医試験に合格している」という要件を充たした暫定指導医(要件充足)

②-2 上記の要件を充たしていない暫定指導医(要件未充足)

※②-1と②-2で出願書類の必要個所が異なる

③両方経験

異動等により暫定指導医が専攻医に、あるいは専攻医が暫定指導医になった場合

①専攻医としての受験資格

- (1) 医師免許証(医籍)を有する。
- (2) 基本学会である日本小児科学会、日本産科婦人科学会のいずれかの専門医である。
- (3) 資格認定試験を受験する時点で3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納している。
- (4) 基本学会専門医資格を取得後、研修の届出を行っている。
- (5) 研修の届出を行った後、認定施設における3年以上の研修を行い、研修年次報告書を毎年提出している。
- (6) 規則付則に定める必要研修症例数を有している。
- (7) 研修期間中に認定施設を異動した場合及び指導医が交代した場合、変更届(様式1-4)を提出している。

(8) 所定の単位を取得している。(詳細は【単位の解説】参照 p6)

②暫定指導医としての受験資格

- (1) 医師免許証(医籍)を有する。
- (2) 基本学会である日本小児科学会, 日本産科婦人科学会のいずれかの専門医である。
- (3) 資格認定試験を受験する時点で3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり, 会費を完納している。
- (4) 暫定指導医としての期間が3年以上である。
- (5) 規則施行細則第19条の指導医の責務と業務を果たしている。
- (6) 施設年次報告書を毎年提出している。
- (7) 規則施行細則第22条による取消処分を受けていない。
- (8) 所定の単位を取得している。(詳細は【単位の解説】参照 p6)

③両方経験している場合の受験資格

- (1) 医師免許証(医籍)を有する。
- (2) 基本学会である日本小児科学会, 日本産科婦人科学会のいずれかの専門医である。
- (3) 資格認定試験を受験する時点で3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり, 会費を完納している。
- (4) 暫定指導医と専攻医期間を合算して3年以上の期間を有する。
- (5) 暫定指導医期間中は規則施行細則第19条の指導医の責務と業務を果たしている。
- (6) 暫定指導医期間中は施設年次報告書を毎年提出している。
- (7) 暫定指導医期間中に規則施行細則第22条による取消処分を受けていない。
- (8) 研修期間中に認定施設を異動した場合及び指導医が交代した場合, 変更届(様式1-4)を提出している。
- (9) 専攻医期間は, 研修の届出を行い, 研修年次報告書を毎年提出している。
- (10) 所定の単位を取得している。(詳細は【単位の解説】参照 p6)

上記の受験資格は, いずれも受験年の5月31日までに3年以上の研修期間が必要である。

II. 受験出願書類

- (1) 下記に示す出願書類をそろえて, IV.の出願期間内に日本周産期・新生児医学会事務局宛に簡易書留で送付する。出願書の記載に関しては, 「周産期専門医資格認定試験要領」を参照すること。
- (2) ①専攻医, ②-1 暫定指導医(要件充足), ②-2 暫定指導医(要件未充足), ③両方経験により, 出願書類の必要個所が異なる。
- (3) 出願書類に著しい不備, 不足があった場合, 受験できないこともあるので出願前に必ずチェックする。
- (4) 症例要約簿は, 口頭試験の評価項目となるため, 記載事項について再確認を行い, 指導医のチェックを受ける。

- 1) 周産期専門医資格認定試験受験出願書
- 2) 施設及び指導医の記録
 - 1) は専攻医用, 2) は暫定指導医(要件未充足)・両方経験用, 3) は暫定指導医(要件充足)用
- 3) 研修症例記録簿^{※1}
 - ※1: ②-1 暫定指導医(要件充足)は提出不要
- 4) 症例要約簿
 - 症例要約簿は原本とコピーを3組(計4部)作成して同封する.
- 5) 指導医による専攻医評価記録簿^{※2}
- 6) 専攻医による指導医評価記録簿^{※2}
 - ※2: 専攻医のみ提出
- 7) 研修単位となる業績一覧
- 8) 推薦状^{※3}
 - ※3: 専攻医のみ提出
- 9) 誓約書
- 10) 医師免許証(医籍)のコピー
- 11) 日本小児科学会・日本産科婦人科学会いずれかの専門医認定証のコピー(現在有効)
- 12) 受験料の振込票のコピー

Ⅲ. 受験料

30,000 円 (郵便振替で下記口座へ納入する)

郵便局 振替口座番号 00100-6-704183

口座名称 一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会
シヤ)ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ(全てカタカナ全角)

他の金融機関からの振込

ゆうちょ銀行 口座番号 〇一九(ゼロイチキユウ)店 当座 0704183

ネットバンキングの場合の口座名称

シヤ)ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ(全てカタカナ全角)

(誤)シヤ →(正) シヤ

Ⅳ. 出願期間

2019年5月1日(水)~6月15日(土) (当日消印有効)

出願期間の延長は行わないので厳守のこと.

V. 出願における注意事項

- (1) 提出された出願書類に著しい不備，不足等があった場合，受理しないことがある。また，訂正・再提出を求めることもあるが，指定期限内に到着しない時は受験資格を失う。
- (2) 受験料はいかなる事由があっても返還しない。
- (3) 出願書類の受理通知は 7 営業日以内にメールで送信する。受理通知が届かない場合は必ず事務局に問合せる。問合せがない場合は受験資格を失うこともある。

VI. 試験科目

- (1) 筆答試験
医師国家試験方式の MCQ 形式に準じたもの
(一般問題<共通問題を含む>，長文問題，計 110 問)
- (2) 口頭試験
提出された症例要約の中から，2 人の試験官による試問。
口頭試験の評価項目として症例要約が含まれる。

VII. 試験日程と試験会場

日 時:2019 年 10 月 27 日(日)
午前:筆答試験 午後:口頭試験
会 場:東京 (決定後に学会ホームページに掲載)

VIII. 合否決定

専門医試験委員会は試験の適否を，専門医認定委員会は試験結果の評価と受験者に関する諸資料を総合して合否の決定を行う。

IX. 合格発表

11 月中旬に学会ホームページの「専門医関連」に会員番号で発表するので確認すること。機関誌には第 4 号に掲載する。

X. 専門医の登録

- (1) 合格者は，登録料 20,000 円を添えて学会に登録を申請する。
- (2) 学会は，上記登録申請のあった者に対して学会の専門医として登録するとともに，専門医認定証を交付する。
登録料は **Ⅲ. 受験料**に記載している口座へ納入する。

XI. 次回試験の予定

2020 年 10 月の日曜日に東京で行う予定。

XII. その他

告示についての補足や専門医試験関連情報が学会ホームページの「専門医関連」に掲載されることがあるため、最新情報は学会ホームページで確認すること。

【書類の送付先・問合せ先】

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 日本周産期・新生児医学会 事務局

E-mail: senmoni@jspm.org

専門医試験に関する質問はメールで問合せること。原則として電話での問合せには応じない。

研修単位となる業績及び受験資格については、暫定措置規定が適用されるので、下記を確認すること。

【受験資格における暫定措置期間中の必須項目からの除外事項】

- (1) 基幹認定施設での6か月の研修
- (2) 筆頭著者としての論文
- (3) 学会での筆頭演者として発表

【規定の重要改訂】

- (1) 暫定指導医の受験資格の変更
6か月以上指導した専攻医が2名以上ありそのうちの1名以上が専門医に合格していなくても、暫定指導医としての期間が3年以上あれば、ほぼ専攻医と同じ申請書を提出することで、受験資格を認める。今まで通り暫定指導医(要件充足)として受験する場合は、申請書類はより簡便なものとなる。
- (2) 学会への参加や発表、論文等を「研修単位となる業績」としてスコア化した。
- (3) 母体・胎児専門医の必要研修内容におけるA～Cの領域を廃止。
- (4) 小論文の廃止。

【単位の解説(研修単位となる業績について)】※暫定措置期間中の適応

以下の項目の合計が30単位以上、かつ*の合計が20単位以上であること。

- (1) 研修単位 10 単位/回
 - 1) 周産期・新生児学に関連した学術論文を査読制度のある雑誌に筆頭著者または corresponding author として発表し、それを専門医認定委員会が認めた場合*
 - 2) 以下のいずれかへの学術集会への参加(筆頭演者としての発表があれば5単位を追加)
日本周産期・新生児医学会*
日本周産期・新生児医学会周産期学シンポジウム*
 - 3) 国内外を問わず、周産期・新生児学に関連する学会または研究会に参加して筆頭演者として発表し、専門医認定委員会が認めた場合
- (2) 研修単位 5 単位/回
以下のいずれかの学術集会への参加(筆頭演者としての発表があれば5単位を追加)
日本産科婦人科学会(地方会も含む)*
日本小児科学会(地方会も含む)*
日本小児外科学会
日本新生児成育医学会
日本新生児成育医学会教育セミナー
日本麻酔科学会
日本母体胎児医学会
日本糖尿病・妊娠学会
- (3) 2013年度までに参加した学会または研究会の単位は、暫定措置規定第11条の規定に関わらず、研修開始後に取得した単位を承認する。